

登録・利用の流れ

緊急時の支援が見込めない世帯において、介護者の急病などやむを得ない理由により発生する緊急事態に対応するため、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として市に承認された相談事業所が事前に把握・登録したうえで、緊急時に短期入所事業所等と連携し、対応を行います。

(1) まずは、下記窓口に相談してください。

① 障害者支援センターさかいみなと

境港市外江町 2072 (電話) 0859-44-2520

(FAX) 0859-44-2526

② 相談支援事業所エポック翼

米子市米原 1459-4 (電話) 0859-36-2005

(FAX) 0859-36-2007

(2) 相談の際に、登録されたい方の現在の状況等について聞き取りをさせていただき、対象条件及び緊急時支援の必要性の有無を確認させていただきます。

※聞き取りの結果、緊急時支援の登録ではなく、障がい福祉サービスの利用が適切だと考えられる場合には、障がい福祉サービス等の利用についてご案内する場合があります。

(登録の対象となる方)

下記①②に該当し、③又は④のいずれかに該当する方

① 境港市に住居登録がある65歳未満の方で、在宅で生活している障がい等のある方

② 障がい福祉サービスや介護保険サービスの支給決定を受けていない方

③ 主たる介護者が高齢であったり障がいがある方等で、介護する方がいなくなった場合に短期間でもひとりで自宅で過ごすことが難しい場合

④ 単身の方や同居する家族以外に親類等で支援できる方がいない場合

(3) 登録方法について説明をしますので、登録を希望される場合は、所定の登録書を提出してください。

(4) 緊急時には、事前にお伝えする緊急連絡先に連絡をしてください。状況を確認の上、短期入所事業所等と連携して対応します。